

おける出版業者から一名、こういうふうな五人、その外に先程申しましたように、出版界においても半議院のあつるものから五人をそれ／＼選びまして、その十人ずつの委員が寄りまして、そうして期節ごとに申請いたします新開の用紙の量、又新刊雑誌或いは重版というふうな書籍の発行等につきまして、その内容を調べて、そうしてこれを適当に配分する、こういうことになつてゐるのであります。併し御承知の今仙貨紙が統制されておりましたので、仙貨紙を利用いたしまして、我々の割当以外のものが発刊され、或いは分布されてゐる事実を認めるのであります。関係方面では仙貨紙の方も統制したかどうかというふうな意見も持つておられるようですが、この仙貨紙を統制することについては、余程慎重に考慮せなければならぬ問題でありまして、目下十分にその整備について研究を進めておるようなわけであります。こういう組織によりまして、商工省より割当られたる用紙を新聞社なり或いは出版社なりに割当る。こういうことになつてゐるのが今日の用紙割当の内容であります。尙言ひ漏しましたことは、政府委員の方からお答えいたします。

○委員(田中幹太郎君) 國務大臣並びに政府委員の説明に對しまして御質疑はございませんか。

○中野重治君 私は出版の方では出版協会の戦後再出発のとき理事を暫くやつておりましたし、その方面のことは多少知つてゐるつもりですが、今政府の方から説明があつた審議會の問題、審議會が正式に作らるべきものでありながら今日に至つてもできていない。

これはどうわけできていないか、又今日はまだできていないけれどもできようとするそのプロセスがどの程度まで具体的に進んでゐるか、できていないことに対する原因と、それからできなければならないわけですが、その仕事、現実にとどの程度まで進行しつつあるか、その現状、この二つを伺いたしたいと思います。

○政府委員(成田四郎君) 只今中野委員から御質問のありました点は、事務設置法が第二國會を通過しましたときに、審議會の原案はできておつたのであります。今年の八月同時に審議會令というものも発足する予定で準備を進めておつたのであります。これはGHQとの関係で今に手続が完了してありません、こういうことになつておるのであります。更に具體的の事情を申しますと、この事務設置法が制定されましたと同時に第二國會を通過した事業者団体法というものがあつまして、この法律によりまして、事業者団体は重要物資の割当の原案は作つてはいけないう規則になつてゐるために、その適用を受けまして、新聞出版用紙の割当につきましても、今まで割当原案を作成しておりました日本出版協会の割当を作れないことになつたのであります。この事業者団体法制定過程におきまして、GHQ民間情報教育局からこの出版協会の原案作成権を奪うやうなことは、防止するやうな措置を政府で取つて貰いたい、こういう要望があつたのであります。いろいろ研究し、又各方面とも政府部内で相談したものでありますけれども、事業者団体法も亦その必要ができてゐるのでありますので、出版協

会だけを除外するわけにはいかんといふことで除外例なしに事業者団体法を制定したのであります。従いまして事業者団体法の成立と同時に出版協会が表面原案を作成するといふ従来の制度は廃止になつたわけなのであります。これに對して何か代るべき割当に對する出版界の意向を代表するやうな方法が考案されないと困るという考えがこの民間情報教育局の方にありまして、その方法の考究のために実は今日まで手間取つてゐるやうなことがなつてゐるわけでありまして、併し、なかなか民間情報教育局の意向を通するやうな方法を考へますと、それは、事業者団体法の精神に照れるといふやうなことになりまして、うまい案が見つからないといふやうなことが、段々分つて來たやうなわけなのであります。止むを得ないからそろ／＼それでは審議會令を作ることになりしかつたといふことに關係方面の意向も固まりつつあるやうなわけで、割合に近いうちに審議會令も制定の運びになるのではないかと、こういうふうな考へてゐるわけであり

ではないのであります。要するに、出版協会の原案作成権がなくなつた、事業者団体法に従つてなくなつたとすれば、それに代るべき何んらかの新らしい方法を考へて見よう、こういうことであつたのであります。そういう方法を審議會令の中に決めることというのが先方の要望であつたのであります。これは記録に止めて置かない方がよいと思ふのでありますけれども……。

○委員(田中幹太郎君) 速記を止め

○委員(田中幹太郎君) 速記を始め

○中野重治君 そうしますと、そういうふうな事情から行きまして、その後今日までの間の用紙割当の仕事の實際は便宜的に運ばれて來た、こう言わねばならぬことになりませんか。

○政府委員(成田四郎君) 事務設置法は八月三日から施行になりました。事務設置法の審議會に關する大綱が決められてゐるわけでありまして、併し審議會に對する細則を決めた審議會令というものが施行されません間は審議會令といふものも實際に動き出さないものであります。その間の關係につきましては、法務廳ともいろいろ相談し研究いたしました結果、審議會事務設置法施行以前からありました用紙割當規則というものがあつまして、それに基く用紙割當委員会というものがあつ

ます。これは新法施行前に行われておつた制度であります。この委員会制度がそのまま運用される、こういう解釈で來ておるわけでありまして、○岩間正男君 二点ばかり質問をいたしたいのであります。只今の第一の

説明の中に、購読調整はいろいろの点でうまくいかない、欠点を持つておつたというお話があつたのですが、當局はどういうやうな点で欠点を確認しておるか、今までの購読調整のやり方、そういうものについて今まで調査された事項について伺いたいの一点であります。第二点は、これは今度の割当の中に機關紙の割当で、これは全國的な一つの組織を持つておるやうな大きな團體の割当が中央のは今度は拒否されて、それがローカルの方に廻されて、こういうことを聞いておるのです。これらに對してなぜそういうことが起つたか、この二点について伺いた

審議会が正式に作るべきものでありながら今日に至つてもできていない。

れども、事業者団体法も亦その必要ができてゐるのでありますので、出版協

○政府委員(成田勝四郎君) 審議会令の條文の中のどれがいけないというの

○岩間正男君 二点ばかり質問をいたしたいのでありますが、只今の第一の

所に不利だと思つた新聞社は社告を載せなかつたり、或いは印刷しなしてそ

の社告を切抜いて読者に配つたというやうなこともござります。又販賣店を利用しまして、読者に対して読者を錯覚に陥れて、例えば私の店では今度A新聞は扱わないことになつたからB新聞に代えて呉れというやうな嘘の情報を提供して、B新聞に申込をさせるというやうな方法を取つた所もありま

す。その他いろいろの知恵を凝らし、類似の不正な読者獲得運動をやつております。これは予め予期しておつたことではありますけれども、予想以上に不正な方法が行われたのであります。従いまして事後の監査というものを非常に今嚴重にやりました。どうしても間違ないというものだけを集計いたしまして、新規の割当をやつておるやうな状態でありま

す。第二点のお答えであります。これは購読調整とは別の問題でありまして、恐らく、今研究しておる労働組合の機関紙に対する割当の問題についてのお尋ねであると思ひます。これは今回労働組合の機関紙に若干の用紙を割当ることになつたのであります。この割当をできるだけ公平に行うという趣旨におきまして、先ず末端の最小単一の組合に新聞を出す希望があるかどうかということを照会し、新聞を出す希望がある所には割当るのであります。小さな組合で新聞を出す能力がなくして新聞を出す希望がないという所は、自分の組合に割当られた用紙を上級組合に移譲して行きまして、そして上級組合はその移譲を受けた紙の範囲で新聞を出します。段々とそういう状況に進んで行きます。中央の差別であるとか、総同盟であるとか、日農であるとか、経

は下段組合から集つて来た紙を使つて

新聞を出す。こういう割当方法を研究中なものであります。従いまして上級組合である中央の組合から紙を取上げるわけではありませんが、従来中央の組合が出しておつた程度の紙は当然又中央に戻つて来るものと我々は予想しておるわけでありま

す。○岩間正男君 第一の点に關しましては、かような不正が行われたのに対して、これは單に監督するだけであるのか、こういうやうないろいろなことが行われて、小新聞の中にはその影響を受けて廃刊になつた所もありま

す。○政府委員(成田勝四郎君) 第一のお尋ねにつきましては、不正な行爲を防止するといふことは購読調整事務の実施前から考へておつたことでありまして、いろいろの方法が講ぜられておるわけでありま

す。第一には新聞社の間の自願協定というものがございまして、そして濫りに読者の獲得運動はやらないといふやうな数項目の自願協定を各社の間に自主的に取決めとして結んでおります。併しこれは強制力がございせんので、いざ蓋を開けて見ますと、この自願協定なるものは破られてしまつておるわけでありま

す。その次には用紙割当委員会が新聞社に通知を出しまして、所定の社告を出さないといふやうな脱法行爲があり

ました場合には、これは用紙割当の基準に背くものとして、今後の割当を行ない得ないかも知れん、そういう新聞社に對しましては、こゝろやうな通知をいたしまして、つまり脱法行爲に對しては割当委員会は將來の割当を考慮することがあるという警告をいたしたわけでありま

す。それから総理府令を出しまして、総理府令によりますると、購読調整のための社告の掲載でありますとか、新しい新聞社及び各販賣店が読者の名簿を出すことになつております。或いは読者の意思に反して、配達している新聞を取上げて外に廻すといふやうなことにございまして、これを禁止するやうな趣旨の規定が設けられております。この総理府令に違反しますと、臨時物資需給調整法の罰則が適用されるわけでありま

す。それから第二の点の単位組合はどの程度まで下るかといふことであります。これはまだ決定したわけではありませんが、この問題は今研究中なわけでありま

す。○岩間正男君 これは希望条件も含め

てなんです。もう少し今の第一の問題であります。いろいろの措置を講じられ、又講じる方法について考へて貰いたいと思つております。もう少し今の言論の民主化を徹底させ、そしてそのやうな言論の自由を確保するために、小新聞のやうなものの正しい成長の仕方といふものを保護することが必要だと思ひますので、やはり大新聞、商業新聞といふものが非常に不当な権力を発生させて、それが邪に運営されることによつて、民主的な言論が封殺されるというやうな危険性があるものでありますから、相當こゝろの点について嚴重に、商業的なやうなものと妥協することなく、この点の政策を進めて頂きたい、こゝろのことを勧告いたします。

第二点につきましては、これはやはり全國的な組織を持つております大きな組合が存在することは、これはむしろ今後の組合運動が健全に進行する上において非常に重要なことである。而もこの情報を十分に連絡して末端まで中央の情報が流れ、それから地方の情報も中央に流れておるといふことが組合運動のためにこれはもう不可分のものだと思ひます。そういう意味からこれを地方だけに分割して、そのため中央が非常に発行不能に陥つておるといふやうなことは、やはり労働組合の一つの情報機関といふものがこの方法によつて相當阻害される面といふものが存在する。こゝろやうに私共は見ざるわけでありま

す。こゝろやうな点についてこれはもつと／＼実情に當つて研究して頂いて、そして組合の民主的な発展のためにプラスになるやうな方法を確立されることを切望したいと思ひます。いろいろもつとありますけれども、時間もありませんから、大体その点の質問をこれで打ち切りたいと思ひます。尚その点について当局の御意向を伺つて置きます。

○政府委員(成田勝四郎君) 只今の御質問は誠に御尤もの点だと存するのであります。我々もその点を考へまして、実は中央の各労働団体の代表者に來て頂きまして、一種の公聴會のやうなものを開いて意向を聴いたわけでありま

す。その結果只今お示しのやうな必要も十分認められたわけでありま

す。一面におきましてやはりこの組織された労働組合の全部に紙が行き渡らないのであるといふこの精神を普及させる必要があると思ひます。単位組合に趣旨を徹底させますと同時に、労働組合の中央組織といふのは何らかの形で利用できたいと思ひます。その具体的方法につきましてはまだ結論に達していません。

それからその前の御意見の大新聞の圧迫に対する小新聞の保護の問題、この点につきましても十分考へておりまして、創刊後日の浅い小新聞で今度取りましたやうな自由競争に耐え得ないと思はれるやうなものにつきましては、別に或る程度の用紙面からする保護を加へたいという趣旨で、只今研究中のことであるのであります。

○中野重治君 三つの点を尋ねます。一つは、共産黨の方では機関新聞「アカハタ」を出しておりますが、これはなか／＼紙を要求しても貰えない。これは外の新聞では月に何回か四頁建て出すけれども、我々の方は二頁であ

あいう工合にやつておる。その理由をいふ／＼今まで調べた結果、或る政党の機関誌であるから紙を渡すわけに行かんというような答えであつたように聞いております。社会党の「社会新聞」の方は事情を知りませんけれども、これは週刊でやはり非常に不自由してやつておられるように見受けまゝす。それでこういうつまり機関誌だということの理由で紙を渡さないということが事実なのかどうか。それからこの点を今後どういうふうな要求に應じて行くかであるかということが一つの問題であります。

もう一つは、新聞用紙とそれからその他の雑誌や單行本の出版の用紙とは一應様を別にしてありまして、このことはよく分るのでありますが、実際においては新聞の紙の方が、性質上必然ですが、非常に大きいわけでありまゝす。ところが新聞社では新聞のための用紙の割当を受けて、そうしてそれを新聞社自身の出版へ廻しておるといふ事実が從來あつて、これが全体として新聞用紙に比べれば非常に小さな枠の中で沢山の出版屋が共喰ひのような状態で一生懸命やつておる出版を、非常に大きく横取りして食つてしまふ、これがどの程度になつておるか、何といひますか、調査がどの程度できておるか。又調査が或る程度具体的には曖昧であるとしても、これに対してどういふ手を考へておられるか、これが第二であります。

第三の問題は、新聞用紙等のどういふ点において関係があるか私は分らないのですが、日本で出ておる雑誌の中で名前が正確でありませんが、「キング」とか「主婦の友」とか、ああいうよ

うな、先ず時代が違ふから昔とは違ひますけれども、非常に保守的な雑誌が海外版を出して、そうして非常に意欲的な紙を使つて出した事実があるわけでありまゝす。いふ／＼ここに問題を起しておるようですが、こういう紙はつまりどんなふうな手続であつて入つたのだからか、この三つの点を伺ひまゝす。

○政府委員(成田勝四郎君) 只今三つの点について御質問がございましたが、第一の機関紙についてはどうして一般の機関紙のような増ページその他の紙の割当をしないかというお尋ねでありました、これは新聞の割当の今取つております方針は一般日刊紙といふものを非常に重く見ておるのでありまして、要するに日本の民主化のために、國民を教育するために非常に必要ない一般日刊紙、これは一般日刊紙と申しまゝすのは、特に會員、組合員を、つまり限定された讀者を対象としまして、誰でも読める一般の國民を相手にした新聞、日刊新聞、こういうわけでありまゝす。これはまあ新しい國民教育のために非常に必要であるといふ趣旨からいたしまして、一般日刊紙といふものを重視しておるのでありまして、これは日本側の方針ばかりではありませんが、やはり占領軍の方策もそこにあるわけでありまゝす。一般日刊紙を何とかして充実したものにしたい。何も戦前のように十二ページ、十六ページといふものを出す必要は今はないかも知れないけれども、同時に又二ページの新聞ではどうも一般日刊新聞の機能を果たすに十分でないというやうなことで、一般日刊紙だけ一週間一回四ページといふものを出すだけの紙を

特に増配したようなこともあるわけでありまゝす。機関紙はそれに比べますと限定された讀者を目標としておるのでありまして、その点一般日刊新聞に四ページの紙を出した趣旨に必ずしも聞かないので、増紙の割当をいたさなかつたわけでありまゝす。

第二の点、新聞社がいふゆる出版の紙をどこから出して来るかという問題であります。これは割当委員会の方でも頻りに問題として研究しておるところなのでありまして、新聞紙の割当には御承知の通り損紙といふものを一割出して割当をいたしておるのであります。これは戦後輸送状況その他の非常に悪いために、新聞の巻取紙を輸送しますときの包装が前のように十分に参りませんでしたために、輸送の途上で非常にいたむのであります。それから又紙自身が前程良くないために、輪轉機にかけた場合に切れる率が非常に多いのであります。そのために十萬部の紙を割当でもしても輸送途上の損失ですとか、輪轉機にかけてからの損を見ますと、非常に印刷物が減つてしまつて九萬部或いは八萬五千部くらいしか刷れないといふことになりまして、十萬部割当するに割当の十萬部の印刷を現実に確保いたしますために損失も見込んで一〇％だけ足して切符を切るわけでありまゝす。そうしますと、新聞社によりましては非常に工夫をこらしまして、ひびが入つた巻取紙を、ひびが入つたところだけ切り取りまして、あと半分を使うとか、或いは輪轉機にどうしてもかからないものはそれを細かく切りまして原稿用紙に使うとか、出版用紙に使うとかいつて非常に創意工夫をこらしまして損じた紙

を利用することをやつておるわけでありまゝす。大新聞では損紙を利用しますると非常に量が多くなるわけでありまして、そういうような紙が新聞社の出版に使われておることがあるわけでありまゝす。勿論新聞社の出版に對しましても、割当委員会の出版部から別に割当をやつておるわけでありまゝす。仙貨紙その他の統制外の物も新聞社で使つておることあると思ひます。それ以外に新聞社が損紙を使つて印刷しておるといふことがあるのでありまゝす。これは只今申し上げました通り損じた紙をいふ／＼工夫して活かすといふことは悪いことではありませんが、これを今のところではいけないといふふうに止めておけません。たださういふ出版物に大量に紙を使い得る程ないのじやないか、もう少しその損紙を減らしてもいいのではないかと議論は十分成立つておるやうなもので、この損紙の率が一〇％でいいかどうかといふことを今折角研究中でございます。

第二の御質問の一部雑誌の海外版の問題でございますが、これはいふゆる貿易の輸出品の部に入るわけでありまゝす。私共の方の用紙割当委員会ではこれは扱つておらないのであります。確實なことは実は存じませんが、貿易品から輸出品の資材として紙を買ふものと聞いております。

○中野重治君 そうしますと、今お答えになつた中の第一の問題についてどういふことはどうなるでしょうか、まあ「アカハタ」にして「社会新聞」にして、これは機関紙であるからといふので増ページを許さない。或いは新聞を

を利用することをやつておるわけでありまゝす。大新聞では損紙を利用しますると非常に量が多くなるわけでありまして、そういうような紙が新聞社の出版に使われておることがあるわけでありまゝす。勿論新聞社の出版に對しましても、割当委員会の出版部から別に割当をやつておるわけでありまゝす。仙貨紙その他の統制外の物も新聞社で使つておることあると思ひます。それ以外に新聞社が損紙を使つて印刷しておるといふことがあるのでありまゝす。これは只今申し上げました通り損じた紙をいふ／＼工夫して活かすといふことは悪いことではありませんが、これを今のところではいけないといふふうに止めておけません。たださういふ出版物に大量に紙を使い得る程ないのじやないか、もう少しその損紙を減らしてもいいのではないかと議論は十分成立つておるやうなもので、この損紙の率が一〇％でいいかどうかといふことを今折角研究中でございます。

○政府委員(成田勝四郎君) これはいふゆる貿易の輸出品の部に入るわけでありまゝす。私共の方の用紙割当委員会ではこれは扱つておらないのであります。確實なことは実は存じませんが、貿易品から輸出品の資材として紙を買ふものと聞いております。

○中野重治君 そうしますと、今お答えになつた中の第一の問題についてどういふことはどうなるでしょうか、まあ「アカハタ」にして「社会新聞」にして、これは機関紙であるからといふので増ページを許さない。或いは新聞を

ん。

○高良とみ君 これは希望として申上げて置きたいのでありますが、こういう出版新聞用紙配給等の委員会がありまして、非常に有能な方々が御監督になつておるのでありますけれども、その点非常な信頼を持つておつたのですが、その実情をいろいろ承りますと、この委員会へ、これまでにももうすでにいろいろ左右するようないふことがありまして、そうしてその形の上では非常な委員会の力がありまして、末端においては随分偏つた見方もあるし、又は小さな出版社等が圧迫を受け、或いは原稿を書く筆者等もそれで以てリストがあつて、こちらの方のリストにある人の原稿を載せた場合は、その雑誌は減紙される、或いはこちらの、こういう推薦すべき筆者を載せた場合には増紙される、こういう実情を随分聞くものでありますから、どうか一つ形式でない委員会とし、一日も早く審議会ができて、その運営に明朗なやり方をして頂かないと、出版の割当につきましては可成り各方面の不平が多いということを申上げて置きたいのであります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御質疑あります。

○河野正夫君 私は皆さん御質問になつたので、格別内容に亘つてはないのですけれども、ちよつと國務大臣に伺いたいのですが、附則第三條に基く國會の確立を求める件というのは、前に國會に提出すべきものと決まつておるのであります。ところがそれを、まだこの会期は続くのですけれども、殆んど会期はなくなるかも知れないという情勢は大任御承知の通りであります。

それをこういふところへ以て、今日のようない日に提出になる、今日というわけではありせんけれども、非常に差迫つて確立を求めていらつしやるということと私は不満に思ふものであります。先程来いろいろ御質問もありましたけれども、新聞出版用紙の割当というところについては可成り大きな問題がありまして、これが緊急にこういふふうな承認を求められ、この時期で、本日これに対して何らかの結論を恐らく出さうというのを恐らく委員会としては考へておるのであります。ところが、それでなくして日を延して、もう少しいろいろ審議して、この用紙割当事務の設置法の内容について、更にその実情についていろいろ國會に審議の機会を與えるために確立を求めるのでしようから、その審議を十分に盡したいというのが私共の考え方でありまして、それをこう差迫つていふか、政治的情勢から出されるというのとは甚だ不満であるという意思をここに表示して置きます。

○國務大臣(森幸太郎君) 今の御注意誠に御尤もなものであります。第四國會が開かれるということが決定いたしましたと同時にこの手続をいたしたのであります。それがいろいろ關係方面の連絡、これは特殊な事務局がやつておりますために、この提案の運びに至らなかつたので、漸く一昨昨日に向うから承認を受けたようになっておるわけでありまして、こちらの第四國會が決定すると同時に、事務局といたしましては手配をしたわけでありまして、この点懸からずお願いしたいと思ひます。

○中野重治君 そうしますと、問題は個別的な質問から、提出された案件をどう取扱うということについての意見に入つておるわけでしょうか。

○委員長(田中耕太郎君) 只今は確立を求める件について一般質問の状態です。

○中野重治君 これはもう誰にも分つておるうちに、この用紙割当事務の設置法というものができる時にも、非常に慌ただしく大きな問題を包蔵したままできたわけですね。そうして今ここでそれを確認するためにいろいろ新らしい問題が次山出ております。それから例へばその一つだけを拾つても、審議会を事業者団体法に衝突せざるやうに如何に具体化して行くかということについての政府側の大体の見通しの発表も、今のところはないというふうな状態です。これはどうしても設置法そのものの審議を十分やる必要がある、こう考へるわけでありまして、殊に附則の第三項の規定というものは、これは余程變つた規定で、私は法律に詳しくありませんが、こういう規定が喰つておつて、毎通常國會でその都度確認して行かなければならぬというふうな法律は外に余りないのではないかと考へるのです。そのこと自身がやはり本法そのものを再検討しなければならぬというのを意味しておると私は考へるのですが、その辺はどうでしょうか。

○國務大臣(森幸太郎君) お説の通り、實際外の法案を見ましても、この通常國會に必らず一度は色上げをしなければならぬという法律はないのであります。第二國會に決議しました時も、今お話のような列々の切那にこの法案を提出しなければならぬやうな客観情勢があつたために法律が提案されたやうな事情になつております。これは今日用紙割当については相當の制約を受けておりますので、こういう法規の下に動かざるを得ないやうな情勢と思ふのであります。これは誠に色の變つた法案の組立になつておりますので、いろいろこの立法上について、専門的に考へれば、いろいろ事業者団体法等におきましても議論があろうと思ひますが、實際に適應するやうに關係方面とも折衝いたしまして、法律の本案の意義ある法律らしき法律として、これは當然或る時期には修正をしなればならぬと、かように考へておるわけでありまして、この法案の成立の沿革等も御了承、御了解をお願いしたいと存じます。

○委員長(田中耕太郎君) 他に御質疑はございませんか。御質疑がございましたら、御質疑は終了したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは御異議ないものと認めます。ではこれから討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明かにしてお述べを願います。

○中野重治君 私はこれに反対です。それでなぜ反対かと言いますと、本法自身が非常に多くの問題を含んでおつて、それが未解決のまま、表面的には勿々の中に法となつた。そのためにこういう特殊な附則が附いて來た。そして今日も勿々に表面的に片付けようとする状況が見えますが、そういうふうにして行くならば、本法そのものを本當に實際に適するやうに練り上げて行くということは、いつまで経つても實現できないことになる虞れが非常に大きい。私は他にさまざまの條件があるだろうと思ひます。けれども、それにも拘わらず用紙の問題というのは國の民主化にとつては、一つの決定的な要因ですから、どうしてもしつかりと十分に討議してやつて行く。そうして勿論特殊な附則というやうなものをなくなして行くことに國會として取扱わなければならぬ。こう考へるからであります。

○高良とみ君 先程からいろいろ御説明を伺つたのでありますが、この新聞出版用紙割当のみに關する事務廳なんでありまして、例へば学会の用紙とか、雑誌とか、その他いろいろの要望が次山出ておりますので、できるならば近い將來において成るべく早く審議会が成立して、もつと廣い範圍に、新聞用紙、そうして全面的に用紙の割当について考慮ができるやうな法律に改められることを私は希望しますので、その希望條件を附けて、私は若しこれが通らなければ事務局が仕事に差支えるというならば、妨げはしたくないと思ふのであります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言はございませんか。ございましたら、討論終結したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれから採決に入ります。新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の繼續に對する國會の確立を求める件につきまして、承認を與えることを可とするということに賛成の方は御起立を願います。

ど会期はなくなるかも知れないという
情勢は大臣御承知の通りであります。

○中野重治君 そうしますと、問題は
ます。

も、今お話のような勿々の切那にこの
法案を提出しなければならぬような

本当に突進に迫るようになり上げて
行くという事は、いつまで経っても

承認を賜ふことを可とするというこ
とに賛成の方は御起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(田中耕太郎君) 多数を以て
可決決定いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告
の内容は本院規則第四四條によりまし
て、予め多数意見者の承認を得られ
ばならないことになっておりますの
で、委員長におきまして本案の内容、
本委員会における質疑應答の要旨、討
論の要旨及び表決の結果を報告するこ
とをいたしまして、御承認願うことに
御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ない
ものと認めます。

それから本院規則第七十二條により
まして、委員長が議院に提出いたしま
す報告書につきまして、多数意見者の
署名を附することになっておりますか
ら、本案を可決することに賛成されま
した方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

高良 とみ 河野 正夫
鈴木 憲一 山本 勇造
堀越 儀郎 小野 光洋

○委員長(田中耕太郎君) 御署名は
ありませんか。……ないと思いま
す。それでは委員会は休憩いたしまし
て、午後の委員会は一時半から開会
いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは午
前に引き続きまして、委員会を継続
いたします。教育公務員特例法案は、昨日
衆議院を通過いたしました。今日本
府原案は二点について衆議院で修正さ

れております。第一点は第十四條第二
項中「俸給の全額を支給すること」がで
きる。を「給與の全額を支給する。」に
改める。ことにいたしました。第二点は
第三十三條中「國立学校の学長、校長、
教員又は部局長の例に準じ」を削る。
ということになっております。で、今
日の教育公務員特例案の原案は衆議院
の修正があつたものでございまして、
で、さうな意味において御審議をお
願ひしたいと思ひます。

○河崎ナツ君 第三十二條でございま
しょうか。

○委員長(田中耕太郎君) 審議は前回
に引続きまして質問の段階にございま
す。逐條審議は一應この二点以外には
済んだわけでございまして、今日は修
正された部分の質疑と、それから尙岩
間君から前回一般質問の中で、まだ残
つておるものがあるということをお留
保になつておりますから、その質問な
り、又外に質問の残つておる方もござ
いますので、これから質問を継続いた
したいと思ひます。

○岩間正男君 この前に、実は今井給
與局長の出席を求めまして、是非この
法案との連関において質問いたしまし
たいと思ひます。今井給與局長は外の
都合があつて見えられないといふこと
でありますから、文部省
の關係者におきまして、十分なる責任
を以て御答弁を頂きたいと思ひます。
その問題は、この法案の條項
と直接の連関を持たないのであります
けれども、この法案の最も大きな裏付
の問題であるところの給與の面におい
て、重要な二三の点について質問して
行きたいと思ひます。その前に
先ずこの法案を見ますという、この

特例法におきましては、その「職務とそ
の責任の特殊性に基き、教育公務員の
任免、分限、懲戒、服務及び研修」と、こ
ういふような面だけにおいて規定され
ておるのであります。更に最も重要
だと思ひますところの給與の面におい
て、生活権の確保の面において十分な
裏付の規定がないということが、この
法案全体にとりまして、この適用を受
ける立場から考えましても、又この法
案の立法された趣旨から考えましても
も、不十分な点があるんじゃないかと
考えられるのであります。それはまあ
一應お聞きしまして、裏付としての、例
えばこの前の國家公務員法のとしま
しまして、両院においてやはり一番重
要な問題となつたのは、この法案
とその裏付としての給與の問題、これ
を不可分にするといふことが最も大
きな課題であつたと思ひます。で、無
論この特例法が提出されるといふ
やうな事になつた一つの理由は、
言うまでもなくこれは過般のマ書簡に
よるものであります。マ書簡により
まして、はつきりその中に謳われてお
る二つの精神があるといふことは、言
うまでもなく法案を通すと同時にその
給與の面においてははつきりこの公務
員が明日の勤務に差支えないところの
労働力を再生産することができよう
な、十全なる保障をするといふことが
謳われておるのであります。従いまし
て、その点を私はこの法案との連関に
おいて一つの重要な課題として取上げ
て質問申し上げたいと思ひます。で、

が、その第十四條の第三項によりまし
て「現業に従事する職員、教育
職員、税務職員その他その職務につ
いて特別に取扱ふことを適當とする事
情のある職員については、職務の級の分
類及びその各級における俸給の幅につ
き、政令で、前二項と異つた規定をする
ことができる」といふようなことがは
つきりと謳われておるのであります。
言うまでもなくこのような規定を法四
十六号においてした精神といふものに
よつて、昨年の十一月におきまして、
日本教職員組合と文部省との間に
て、この一つの交渉が持たれた、そ
うしてその結果、これは中労委に提議さ
れた、その中労委の裁定案の中に、教
職員のこの給與については、他の一般
の勤労者と比べて非常にこれは文化の面
において、更に修養費の面において特
設の考慮をしなければならぬ、文部
当局はそれについて鋭意努力をすべき
であるといふような趣旨のことがはつ
きりと調停案として示されておるので
あります。恐らくこの四十六号のこの
ような規定をしたについては、やはり
教職員のそのような特殊性が認められ
た結果によつてなされたものと思は
れます。ところが過般のその後の
給與當局の実施面を見ますといふと、
教員大衆からその要求があり、又日教
組の方からそのような切望があつたに
拘らず、給與局においては何らその
ような特別な教職員の給料に対する考慮
をなして、そのような特例のようなも
のを別に規定しなかつた。教回の折衝
が持たれたといふことは聞いておるん
であります。それが太政官局によつ
て結局採択されませんでした。これ
ことを聞いておるんであります。これ

に対しまして、一体文部省は、法によ
つて謳われ、更に中労委の裁定案によ
つてもその精神が明示されておるこの
問題を、果してどのようにこれを開
き、そしてこれを實施しようとする
のであるか、そしてどのような努力
を又過去において傾けられ、それがな
ぜこのような現在の形になつておるか
といふその経過についてお聞きしたい
と思ひます。言うまでもなく
文部当局としましては、このような精
神に則りまして、十全のこれは努力を
すべきであると私は考えます。故に、そ
の経過を委細承りたいと思ひます。第
二点は、その後の俸給の調整に當り
まして、二千九百四十五から更にこれ
が三千七百四十五に切替えられたそ
の切替の措置に非常合点の行かない
点があるものであります。それはこ
ういふようなことではあります。例え
ば勤務年限、それから年齢、そして
うなものが大分違つておる、三年か四
年の開きがある、併しそしていふやうな
適用者を一につに集めて、それを一つ
同じような俸給で縛つてしまつた、例
えば二千九百二十、それから三千二
百、こゝういふやうな一つの幅を持つ
ておりますところの適用者を、その間
はまあ大抵年齢にしまして三年の開き
がある、その三年の開きがありますも
のを、これを三千七百七十といふ線
において、同率に縛つてしまふ、同じ
うなことが、これは上の方においても
行われておるんであります。その結果
何が起つておるか、つまり勤続三年
の場合を例えれば考えて見ますとい
ふと、この勤続三年の者は勤続一年の者
と同じやうな俸給で縛られてしまふ、

そうしていろ／＼なこれは待遇上で考慮するべきものを持つてゐるに拘わらず、同じような俸給で抑えられてしまふ、その結果どうしてもそこに割切れないものが残る。そして職務に対して何らかのこに飽き足らないものがあつたのであります。これはどうしても、何といひますか、望ましくない状態ではありますけれども、不公平な感じを持つて勤務に対する熱情の喪失といふことが始つて来る。このようなことが起るような俸給の頭打ち、こういうようなことをなされて行くといふことならば、非常にこれは大きな問題が起るのではないか。更に又例えは一年違ひによつて三千七百七十円、一方は抑えられておるが、ただ僅かに一年違ひのために別の俸給の標準をあてがわれまして、四千四百二十円の線である、ただ一年の違ひがそのような大きな開きになる、そこに約六百五十円もの大きな開きが生じて来る。これは職場に対して非常に均等しないところの不公平な感じがどうしても日常の職場を支配するのには止むを得ない情勢と思ふのであります。而も私の更に心配いたしましたのは、今度の俸給のベースがどう決まるか、これは一両日中に決定を見るのであります、五千三百円或いは六千三百円と、どの線が決まるにしましても、この適用を受けるときに、現在持つておられますところの、そのような一つのむらに、更に引延ばされて行くときには、もつと／＼大きな開きになつて来る。さつき申しました六百五十円というような大きな開きが今度の新しいベースの適用によりましては、その二倍ぐらいの大きな差額になつて来る。このような調整を十分しない限り

りはこの今申しました私の心配は、ます／＼深められて行く事実を見るのであります。ここに例を申しますと、私がこの夏の間に用事がありまして、郷里に帰つたのであります、若い教員層に会つて、その話を實際聞いたのであります、どうもこういうようなやり方では馬鹿々々しくてもう實際勤務を一生懸命でやる氣にならぬ。三年も前に卒業してゐる者と三年後の者が同じ俸給で縛られてゐる。そして又ちよつとの違ひでべらぼうに大きな差ができる。こういうことではどうも合点が行かないといふことを言ひ、どうして一体こんなことをやつたのか、といふようなことも私は質問されたわけでありました。突は迂闊にして私もこのような事実が職場に起つておるといふことは知らないで、その説明を聞きまして、そのような馬鹿なことは、まさかないだらう、これについては調べて見ようと言つて實際調べて見ますといふ、このようないふことが行かれておる。こういうようなことは實際に即應しないのである。今度の調整において少しでもこの点の問題を十分に解決するところの特別な措置が講ぜられない限りは、今言つたところの矛盾が職場を包むことを私は非常に憂うるのであります。その点について文部省はどのような考えを持つてゐるか、どのようなことを一掃されようとするか、職場に今漂つてゐるような不公平な観念をどのように一掃されようと考えてゐるか。この二点について文部当局のしつかりした御返答を望むのであります。

○説明員(井手成三君) 教員の職務の特性に應じて、俸給の表が別個に定めらるべきであるに拘らず、一般の表に入つてゐるという点について特別の考慮をするような努力をしたか。そしてどういふ結果になつたかというのが第一点のように思ふのであります。第二点に、切替の場合において可なり大難把といひますか、事実上即しない切替をした結果、非常に職場において勤務及び経歴等に対する不公平な結果になつて能率發揮において影響がある。これに対して今後の切替のときに殊にその差がひどくなるからどうするつもりかといふ質問であります。

第一点では我々関係者といひまして、可なりこの特殊性といふ点から別個の表を得ようとしたのであります。が、残念ながら私共の研究が不十分であつたのか、或いは努力が足りなかつたといふような批評を受けるかも知れませんが、一般の表において教員の俸給を持つて行こうといふ結果になつてしまひました。更にこの点につきましては我々としては、教員の職務の内容の分析等を徹底的にして関係の了解を得、政府当局の態度を決めるような方向に持つて行きたいと、そういう考えを持つております。

それから切替の問題であります。が、教員につきまして、非常な顕著な例が出てしまつたので、今のような御質疑を受けたのであります。政府委員一般の方の部面にも多かれ少なかれ切替によつて或る種の不公平、或る種の不当の利益を得た結果が多少出たのであります。これが今お申述べになつたように教員に非常に大きかつたという点について私共も後で聞いて、実は私の前任前でありましたが、

聞きまして驚いておりました。関係の人とよく研究しまして、今後の切替には今のような御趣旨に合うように努力したいと思ひます。若し不十分でございませうれば、関係の局長が見えましてから補足して頂きたいと思ひます。

午後二時十七分休憩

午後三時十四分開会

○委員長(田中耕太郎君) 速記にこれ以前に引続きまして會議を開きます。質疑を留保されておられましたから……。

○岩間正男君 先程の問題につきまして、二点の重要問題について質問いたしましたのであります。文部次官の説明がございましたが、もつと詳しい説明を係から……。

○説明員(井手成三君) 只今関係官が材料を取つておりますので、もう暫く御猶予願ひます。

○河野正夫君 予備審査のときに伺つた点を含むのでありますけれども、本審査の場合です、それに速記を取つてなかつた質問だつたから改めて念を押して置きたい点が二点ございします。

その一つは三十二條、旧三十三條になります。三十二條の恩給法に関する暫定的な規定がございしますが、これによりますと、將來地方教育委員会所轄の学校における新任者は恩給法の適用は全然抜ける。当然抜けて来るわけでございますけれども、こういう場合は國家経済、特に地方財政の現状からいたしまして、各地方委員会でそれぞれ何程かの退職資金とか、恩給法とかいふようなものを、恩給規定とかいふようなものをその／＼規定したらよいであらうといふものでは相済まないのではないかと、この思ふのであります。この点について文部当局は如何なる腹案をお持ちになつておるか、これを一つ伺いたいのであります。

それから第二点は、政府提出、衆議院送付、修正して送付せられた原案によりますと、第三十三條であります。が、地方公共団体の職員に關して規定する法律、いわゆる地方公務員法が成立施行されるまでの間は政令で特に必要な場合にはこれらの定めをする必要になつておられますけれども、この政令で特別の定めをすることのできる内容であります。これは國家公務員乃至は地方公務員と雖も國民として憲法の保障する権利は保有しておるのであります。ただ公共の福祉のために今回公務員法の改正において種々の制限を受けるように相成りました。遺憾ながらその／＼に相成りました。が、それは併しなから法律でさういう定めをした。學者の或る人によつては憲法違反の疑いすらあるように論議する方もあるものであります。今その点を省きまして、とにかくそれは法律でさういふ規定をしたのであります。然るに政令でまさかさういふ内容に亘る……さういふ憲法の保障する権利を制限するよう内容に亘るものを定める筈はないと思ふのでありますけれども、この点について当局からこの特別の定めをするという場合の内容が如何なるものであるかといふことを明らか

来る。このような調整を十分しない限

特性に應じまして、俸給の表が別個に

て、実は私の着任前でありましたが、

合は國家經濟、特に地方財政の現状か

なるものであるかという事を明らか

にして頂きたいと思つてあります。
以上二点。

○説明員(井手成三) 訂正いたしました三十三條の條文に關連しての御質問でございましたが、新らしく教育委員会の所轄に属する教育職員になつた者の恩給に當る者をどうするかという御質問でございます。これは非常に重大な事項でありまして、何とかするといふような印象を與えておるとすれば悪いと思つてます。教育委員会法の六十八條の、「前二條に規定する職員の給与」とありますが、この職員は教育委員会に任免に係る教職員のことを含んでおる條文でありますけれども、それについて「法律に別段の定めがある場合の外、地方自治法第八章に規定する地方公共団体の長の補助機関たる職員の給与に關する規定を準用する」とありまして、地方自治法の第八章は退職料を與えるといふことになつてゐるわけでありまして、これが教員たる特殊性の立場から何か特別に規定を設けなければならぬといふことがある以外には、原則としてこの地方自治法の退職料の規定に持つて行くつもりであります。これを持つて行く場合において少くとも教職員のために合理的な優遇ができるという必要があるならば、私共はこの特例を動かしたいと思つておられますが、原則は退職料に行く、こういう工合にお考えを願ひたいと思つてます。又それは今後の地方公務員に關する法律が制定されます時には、恐らくその原則を採るんじゃないかと、かように考へております。尙訂正した三十三條の政令にどの程度の権限を許されてゐるかという御質問でございますが、勿論憲法の精神に反するやうな規定は規定できないことは当然であります。従つて法律が規定し得ないやうなことは勿論しません。法律と雖も憲法に違反するやうなことはできないと思つてます。ただ我々の承知いたしておるその法律常識上は、委任されておるその限度内においては、法律が規定し得ると同じことを規定できると、こういう工合に考へておられますから、お答えいたしましては、憲法に違反するやうな、憲法の精神に反するやうな規定は全然いたしません。併し法律が許されておる事項であつて、而もそれが安當であるやうな範圍でありますれば、この規定を一應押しして行きたいと思つておるのであります。

○河野正夫君 今の第二点のお答えであります。法律に許されてゐるやうなことは政令で決めることができる。一般論としては御尤もでありますけれども、この國會は總えず開かれておるものであります。必要とあればどんな政令も國會に提案することができるのであります。昔のように總えず國會が開かれてゐなかつた時代と違ひまして、今日では殆んど御承知のやうに一年中開かれておるやうな状態になつてゐるのであります。尤もそこで解散があつて、國會の空白時代が暫く何十日かく続といふことはあり得るのでありますけれども、併し今すでに予想されておることであるとするならば、そうして法律で決めることを安當とするやうなことであるならば、それは政令に委任することであるならば、それは政令に委任することとはどうも適當でないと思つてあります。例へばこの特例法案の中において政令の根拠となるべき一定の指示を與えた條文といふものがあるのが安當だと思つてあります。ところが

が衆議院の修正は何なる理由でなされたかはまだ説明を聞いておらんのであります。私の信するところによれば、この國立学校云々の数字を削ることによつて、言つて見ればその政令の範圍において、今まで私が質問の前後において申し上げてゐることで、お分りだろふと思つておられるけれども、特段の國家公務員法の改正において問題となつたやうな点をこの政令において定めようといふことは、どうも不當であるといふ意味で修正がなされたとは私は信するものであります。それでなければどういふ原案のままでも決して差支ない。これを修正したといふ衆議院の立場を重んじて、これが若し本院でも通過するといはしますならば、その修正の意見といふものは當然行政府の政令を発する場合の行動を縛ることになると私は思ふのであります。その点は如何でございますか。

○説明員(井手成三) 法律の委任に基く政令がその委任の限度においては法律が規定する事項と同じことを規定できるといふ原則については御承認を得たと思つてます。私共の原案といはしましては、そういう委任は余りひどくするといふことは憲法の趣旨に反しますから、一定の暫定期間というやうなタイムを切る。又規定の方向等を法律で示されることがないことと思ひまして、原案といたしまして、一定の本當の立派な法律ができるまで、それまではいふやうな点で、例へば教員だけの地方公務員たる問題の研究ができて、一般の地方公務員については研究が済まない。その間急いで法律が出るといふことは却つて悪いことがありま

すので、一時暫定的な政令に委して、地方公務員の全体の法律ができ、そのときにしつかり決めようといふので暫定にいたしました。又規定の内容も我々の方としましては政令で手放しで委任するよりも大体公立学校の教員の方向で規定するがよい、そういうやうな制約をつけて出したのであります。衆議院の方ではこの規定方向について制約を削除しようになつたのであります。私共は法律を冷やかに見ますれば、今度は規定の内容について法律が指示めさなかつた。従つてこれを受けた政令としては或いは規定内容が狭くなつたように思ふのであります。但し國會における意見その他経過といふものは行政府として十分尊重しなければならぬと思ひますので、衆議院の修正において現われませんでした意見、或いは參議院の委員会、本會議等で意見が出ますれば、我々行政府としては十分この制に當りましては尊重しなければならぬと思つております。衆議院において如何なる意味で修正されたのであるか、その点につきましては詳しくは専門員がどこかで正確に調べてを願ひたいと思ひますが、私の承知しておりますところでは、地方公務員という身分ができた以上、地方公務員の制度に準ずるといふか、それの方の制度をより重く見て、これに引き付けるやうな角度でこの政令を作るべきであるといふので、こういう國立に準ずるといふことはいけないといふのでお創りになつたのであります。私共は地方公務員のいふやうな制度を十分に調べまして、尙且つ他の國立の学校教員との關係、それから又教員といふものの内容等を全部比べ合せまし

て、安當なる規定をいたしたいと思つております。

○樺澤謙一君 今の問題に關して質問いたします。これは地方公務員中特に教育公務員という特例法案修正案でありますから、これに對してこの教育公務員という立場から第三十三條中のその箇條を削るということに對して、教育公務員という特殊性から政府のお考をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(井手成三) ちよつと御質問の趣旨を把握しかねたのであります。が、この削つた結果どういふやうな政令を作るだろうかといふことをお答えすれば足るかと思つてあります。私共はこれを削られた結果は政令に對する法律上の制約はない。但し修正するに至つた議會における出た意見を十分尊重しなければならぬ。衆議院においては、地方公務員たる身分を持つてゐるのだから、他の地方公務員の制度を十分尊重して、これに近い意見を入れるべきじゃないだろうかといふ趣旨に考へております。但しこれは教育公務員でありまして、教育者であるといふ立場の一つの大きな要請は前提にあると思ひます。單なる事務員に對する規定と自ら違ふと思ひます。又同じやうな学校であつて、公立と國立において両方が全然權衡が取れないことも困る。そういういふやうな点を噛み合せまして、こういう政令を作るのが至當であると私共は只今考へてゐる次第であります。

○三島通雄君 私はこの第十四條のこととちよつと伺ひたいのであります。が、衆議院の修正せられた点に賛意を表しておるのです。といふのは衆議院の修正は確かに政府原案より私共

が衆議院の修正は何なる理由でなされたかはまだ説明を聞いておらんのであります。私の信するところによれば、この國立学校云々の数字を削ることによつて、言つて見ればその政令の範圍において、今まで私が質問の前後において申し上げてゐることで、お分りだろふと思つておられるけれども、特段の國家公務員法の改正において問題となつたやうな点をこの政令において定めようといふことは、どうも不當であるといふ意味で修正がなされたとは私は信するものであります。それでなければどういふ原案のままでも決して差支ない。これを修正したといふ衆議院の立場を重んじて、これが若し本院でも通過するといはしますならば、その修正の意見といふものは當然行政府の政令を発する場合の行動を縛ることになると私は思ふのであります。その点は如何でございますか。

○説明員(井手成三) 法律の委任に基く政令がその委任の限度においては法律が規定する事項と同じことを規定できるといふ原則については御承認を得たと思つてます。私共の原案といはしましては、そういう委任は余りひどくするといふことは憲法の趣旨に反しますから、一定の暫定期間というやうなタイムを切る。又規定の方向等を法律で示されることがないことと思ひまして、原案といたしまして、一定の本當の立派な法律ができるまで、それまではいふやうな点で、例へば教員だけの地方公務員たる問題の研究ができて、一般の地方公務員については研究が済まない。その間急いで法律が出るといふことは却つて悪いことがありま

すので、一時暫定的な政令に委して、地方公務員の全体の法律ができ、そのときにしつかり決めようといふので暫定にいたしました。又規定の内容も我々の方としましては政令で手放しで委任するよりも大体公立学校の教員の方向で規定するがよい、そういうやうな制約をつけて出したのであります。衆議院の方ではこの規定方向について制約を削除しようになつたのであります。私共は法律を冷やかに見ますれば、今度は規定の内容について法律が指示めさなかつた。従つてこれを受けた政令としては或いは規定内容が狭くなつたように思ふのであります。但し國會における意見その他経過といふものは行政府として十分尊重しなければならぬと思ひますので、衆議院の修正において現われませんでした意見、或いは參議院の委員会、本會議等で意見が出ますれば、我々行政府としては十分この制に當りましては尊重しなければならぬと思つております。衆議院においては、地方公務員たる身分を持つてゐるのだから、他の地方公務員の制度を十分尊重して、これに近い意見を入れるべきじゃないだろうかといふ趣旨に考へております。但しこれは教育公務員でありまして、教育者であるといふ立場の一つの大きな要請は前提にあると思ひます。單なる事務員に對する規定と自ら違ふと思ひます。又同じやうな学校であつて、公立と國立において両方が全然權衡が取れないことも困る。そういういふやうな点を噛み合せまして、こういう政令を作るのが至當であると私共は只今考へてゐる次第であります。

の心配している点で、一歩前進していると思われ、私共の心配しているこの教員の結核の問題なんですけれども、これはたび／＼外の委員の方からも御質問がありましたけれども、これは単に教員の問題のみならず、これが生徒とか、児童とかに傳染するということとは非常に大きな問題だと思つて、この点についてどういふ給與とか、或いは休養させるとか、いろいろ問題はあつたけれども、もつとなせ一休日本の教員に結核が多いのかという問題を根本的に研究して、そうしてこれに対する対策とか或いは手当とかいふようなものを考えるべきじゃないかと思はれるのです。それで文部省におかれてもいろいろ／＼結核の早期発見とか、療養所とか、いろいろ／＼なことをやつておられるとは思いますが、この施設を私共よく分りませんので、一應体育局長もお見えのようでありまして、どういふ施設をしておられるか、又この法律の修正の精神が私共最も心配している点なんです、そういう点を將來どういふように考へて、手当及びその対策を講じなければならぬかといふお考えがあれば伺いたいと思つております。

○説明員(東俊郎君) 今の御質問でございまして、教員の保護の問題であります。先ず現在教員に対して私共が保健上行なっております方法は、四月と秋十一月、二回に定期身体検査をいたします。四月の方はこれは定期身体検査であり、生徒と同時にいたしまして、そうしてツベルクリン反應、それから精密検査までいたすことになつております。秋は縣の方が主になりまして、特別身体検査と稱して縣

が主体になつて、やはり國家がこれに身体検査補助費を出して、そうしてやはり同じ精密検査をいたすことになつております。この二回が我が教員の結核に対する早期発見の一つの方法として今取上げておるところであります。それでそこにおいて見付かりました者に対しては、各縣に一つずつ教員保護所というものを設けております。これは現在のところはまだ全國には行き渡つておりません。大体二十七縣は全部できております。昨年度の申請がありました三縣が今度できあがりまして、三十縣はできあがるわけでありまして、その保護所に入れたまはつて、そこで早期治療をいたすことになつております。それでその外に最近厚生省との方の了解によりまして、保健所を全面的に活用するということによりまして、保健所プラス保健所というこの二つの面から治療の早期診断、早期治療というものを時機を失さないでやるというふうに進めておるわけでありまして、現在のところ教員の結核というものは外の一一般の結核の患者と比べましても、むしろ少いというふうな結果になつております。昨年度の教員の健康診断におきまして、結核患者として発病して

る者の発見されたのは全体の二・二％ぐらいでございます。こういうふうな患者に対しては、私共は今年二年の休養というものを考へております。これは今までも三年でございまして、二年でも不当ではないというふうなふうに考へられます。早期診断と早期治療というものが徹底的に行き渡つて参りまして、殊に早期治療の技術が非常に進歩して参りましたために、治療期間が非常に短縮されて來て

おりますということと、もう一つは我々が行います一般の早期療養の程度

の者におきます氣胸療法は、大体において一年未満で開放性の結核も閉鎖性にもなる、そして我々は大体氣胸療法を何年間続けたらよいかということ、今医者の中で問題になつておりますが、大体の意向は二年間続ければよい、初めの一年、半年くらい十分にやりますという、大体において閉鎖性の結核になりまして、それからあと半年くらいを十分な注意の下にそれを置いて置く、それからあと一年間は大体において普通の仕事もできるやうになつておる、これが一般の狀態でありますので、大体二年というものを区切りにしてよいのではないかと我々の考へになつております。殊に外科的治療が発達いたしました、むしろ一年くらいでもよいのではないかと、いうやうなことが我々の中でも出て來ておるくらいであります。そういうふうな形で、私共はいたしましては、結核に対しては相当明るい希望を今持つて來ております。殊に教員の場合は今申しましたやうなふうに、教員自身がそういふ健康診断の機会を十分に與えられておりますし、教員自身が疾患、健康という点に對して、普通一般の全体のレベルから見れば相当知識階級であるといふことを考へますと、十分に自分の健康を守れるといふことと、與えられた環境という点、そして現在の治療の程度の進歩といふことを考へますといふと、私は教員の結核に對する問題は今後一般の結核に對する問題の先頭に立つて、明るい途に進んで行くのではなからうか、そういうふう

に考へておるのであります。これで

よろしうございませうか。

○三島通陽君 只今体育局長のお話は大変明るいようなお話でありますけれども、併し又學者の中にも、教員の結核の率が非常に多いといふことを言われる人もありますし、又二年では無理だ、やはり三年はどうしても休養の期間が必要といふことを主張せられる方もあるやうであります。併し私共ここでこれを論じようとは思わないのでありまして、この十四條の修正の精神から行きますと、どうしても教員の結核といふやうなものはひとりの教員の問題のみならず、この及ぼす影響というものが大切な児童への非常に大きな關係があるから、どうぞこの第十四條の修正の精神を酌まれて文部省としても十分の原因を突き止めて、その対策及び手当等をやつて頂きたいと思つておりますが、これ以上は御答弁は要求いたしません。私の質問はそれだけであります。

○河崎ナツ君 三島さんのお言葉大変私共御尤もだと存じ上げておりますが、体育局長の今の御説明で、ちよつと話が横へ外れるやうな質問かも知れないと思ひますが、保護所が三十縣できておりますが、それはそこで療養といひますか、今日の結核の療養と言ひましても療養の仕方が非常に變つて來ておりますが、この数多い療養所の設備はどういうふうな新しい結核の療養、治療をし得るやうな設備になつておりますか。その辺のところを……教員は多くても實際意味をなさない場合も派山ございませうが、それは如何なものでございませうか。

○説明員(東俊郎君) 只今の保護所の内容の問題でございませうけれども、保護所の内容といたしましては、これは大体縣の方の予算の問題もございまして、我々いたしましてはできるだけの早期診断といふことの目的が達し得られるやうなふうに、少くともレントゲンの設備までは備えなければならぬといふことを言つておりました、現にそれは備えておりました、医務も必ず置くことになつております。早期治療の方は、縣立で使いますのは氣胸療法でございます。それとあと安靜療法でございます。氣胸療法と、レントゲンの設備及び血沈及び一般の診察、これだけの設備を持つてゐる。尙現在早期診断にはいろいろの複雑な方法もございませうけれども、そこまでは予算の關係で行つておりませんが、保健所といふものと十分な連絡を取るやうにいたしまして、保健所でできないものを保健所が力を貸すといふことで、最近厚生省の方と話し合ひがございまして、これは教員も生徒も一緒に、生徒の保健は教員の保健と共に先程申しました、これは離すことができない。この二つにつきましては、保健所と保護所と、そして學校の方と、これだけが一体になつて働いてやつて行くといふことに話がついております。それでやつて行けば、今のところ十分できるのではないかと、そう思つております。

○河崎ナツ君 まあ大体伺つて見ます、設備をしてゐるつもりでございませうが、一番この年限が關係いたして参りますものから、治療のやうな方に進んで年限も短縮できるやうに、今日療養が目につく方法で着々その方向に進んでおりますけれども、問題は、レントゲンが本當に徹底的に各療養所に、備えられてゐるかといふ

なりまして、特別身体検査と称して縣に、治療期間が非常に短縮されて來て

で行くのはなかなか、そのうらやうに考へておるのであります。これで

内容の問題でございすけれども、保

ことですが、そのつもりなようであり
ますけれども、それは全部各縣に行つ
てゐるのでございすね。

○説明員(東後郎君) そりでございま
す。

○河崎ナツ君 それで今氣胸療法のこ
とをおつしやつていますけれども、氣
胸療法は、本當の入口でありまして、
最近肺の一部を徹底的に切取ること
もやつております。そういうような外
科療法ですね。外科療法はそういうこ
とを本當に手を付けまして、そういう
外科的にやつて参りますれば、年限は
この間からの皆さんのおつしやつたよ
うな全部で五年というやうな、長いこ
とに越したことはございせんけれど
も、併し長いということではなく、外科
的に行くというのが、もう今日の結核
の……私も結核で苦勞した者です。か
ら、結核の療養としてはその途が一つ
残されてゐるわけではございすから、
その意味におきまして、文部省で療養
の年限をおおめになるんだつたら、一
方そちらの方の設備におきまして、着
着手打つて下さつて、そういうふう
な外科的に徹底的な治療をして、そし
て一方年限も縮めて、且つは全治に至
らしめるやうな御配慮がございせん
と、ただ療養所の数とか、或いは足ら
ないところは保健所と連絡を取ると
か、口では取ると言つても、實際は保
健所の数も本當に幾つかの数でありま
すから、いいと言つてもないやうな、
全くそんなわけではございすから、各
縣に一つぐらい教員のための結核の療
養所が、現在療養所と言つても少いわ
けですが、その辺のところを申し訳の
ことではなくて、本當に子供への影響
というものはこれは外のどの職業の人

の結核の問題より大きな問題です。か
ら、そういうことを徹底せしめるとい
うこともあるし、且つは安心して教員
當事者の方々に療養して頂けるとい
うなことに對して、一つ文部省の方
でそういう方法は分つていらつしやる
のですから、これを十分せしめるやう
な方法をお示し下さつて、そして誰だ
つて療養するのは、やはり短かく療養
をして早くよくなるやうになるのがい
いのですから、二年と言へば、一方設
備方におきまして、徹底的に、しよつ
ちゆう言ひますが、最新式な方法がで
きて来るやうな方向へ、文部省におい
てお進めして頂ければと思ひます。この
教員の保養所の運営、そういうことに
ついての関連はやはり文部省の方の責
任であります。それとも結核全体の
問題に對しての厚生省の問題でありま
すか、保健所は厚生省に屬してござい
す。この療養所の方はどちらの責任
か、それを伺ひたい。

○説明員(東後郎君) 今の最後の問題
でありますけれども、教員の療養所は
文部省の方であります。

○河崎ナツ君 そういうことでありま
すならば、これは是非文部省の責任に
おいて、殊に結核の方のことでありま
すからして、結核の日本における最新
の治療の方法におきまして、設備に
おきまして、万全の遺漏のないやう
にお考え頂かなければ、この十四條の
休養の二年とか三年とかの問題は、こ
れは徹し得ないと思ひますから、その
ことは呉れども文部省におきまして
の責任の一つとして御努力願ひたいと
思ひます。

○政府委員(小野光洋君) 河崎委員の
御心配、誠に尤もであります。第十

四條で給與の全額を支給することがで
きると、かように規定いたしました。し
ても、別に原案においてさうに規定い
たしましたことも、しないということ
をその半面の意味で含めたわけではな
かつたのであります。給與するとい
うことに、ああいう修正をされまし
て、政府といたしまして、誠に尤も
な修正と思つておるのであります。が、
又二年というよりも、ただ年限のみで
なく、實質的にその二年を最も治療に
有効に使わなければならぬのではない
か、又早期診断その他についても十分
適正な方法を講ぜよというやうなこ
と、これは誠に尤もでございまして、
文部省といたしまして、教育推進の
重大なる根幹になるので、教職員の保
健につきましては、今後とも國庫にお
かれましたも、又地方教育委員におき
まして、かような点について十分力
を注ぐやうに努力すると同時に、努力
して頂くやうに要望したいと思つてお
ります。

○岩間正男君 さつきの私の質問に對
して保留してあるのです。

○説明員(東後郎君) 先程岩間委員
から御質問がございましたが、第一の御
質疑の点につきましては、先程次官か
らお話がありました通りであります。
第二の点につきましては、すでに御承
知と存じますけれども、二千九百円
ベースに切替える際におきまして、教
職員につきましては、或る程度教職員
の勤務の特性から申しまして、関係官
廳と相当折衝いたしまして、大藏當局
と折衝いたしまして、教職員の給與は
りましく行つたやうに承知いたしてあり
ます。併しその三千七百九十円ベース
に切替える際において実施いたしまし

たとところが、結果的に非常に不都合な
点が判明いたしました。と申しますの
は、教員の給與については勤務年数を
標準として算定いたしましたために、
相当勤務年数の長い人と短かい人で
は、支給の上で追ひ込まれて、いわゆ
る頭打ちの状態が結果において相当数
出ました。支給の際でもこれをその
當時において処理することは、いろい
ろな点において困難でありました。併
し私共といたしましては、そういう状
態は甚だ不自然であり、誠に不合理で
あると存じましたので、實地に人を派
して、その切替後の実施を只今
正確に調査しております。そうしてで
きるだけ早急にそういう点を是正した
い。そういう段階的な結果をなすよう
に、今考へておりますから、御了承を
願ひます。

○岩間正男君 さつきの井手次官の御
答弁並びに只今の説明によつて二つの
点がはつきりいたしました。第一に、
そうすると、教員の特殊性というもの
は文部省も十分に認めておられる。又
そのやうな特殊なやうな一つの給與の
方法をですね。講ずることについては
これは文部省は御異存がないものと、
こゝろから私共の方で只今の御答
弁を把握していいわけではございま
す。

であります。そこで現實に問題が今
日、明日のところに起つておるので
が、今度の給與改訂の際にこれをなさ
れる意向があるかどうか。それから階
級的なものを取拂うというやうにおつ
しやつたのであります。これを先刻
申しました勤務意欲の減退するやうな
面をなくするやうに、そして頭打ち
のああいう形というものを拂拭するよ
うな方法をはつきりお考へになつてお
られるかどうか、その點をお尋ねした
と思ひます。

○説明員(井手成三君) 岩間さんのお
つしやつたことは、重々御尤もだと存
じておるのです。今日まで出ました給
與のこのほこは、他の職域においても
相当あるのではありませんが、特に教員
において目立つておるといふ點につ
きまして、我々関係當局者としてしま
して非常に遺憾に思つております。た
だ左遷にしても、すでに得た既得権を
下げて左遷するといふことは毛頭できな
いと思ひます。結局既得権
を下げない、そうしてその他の者を左
遷するといふことになりまして、或る
部分が上つて行くという段階になりま
す。結局これは全体の切替えというこ
とについてコントロールしておるとこ
ろの實施本部、實質的には大藏省の給
與局長以下と、相當な折衝を要する
と思ひます。そのため私共は今
度、この不合理なところをできるだけ
早い機会に、できるだけの熱意を以て
除去して行きたいと思つておるので
あります。あとは私共の力の足らん
ところがあるかと思ひますが、誠心
誠意やると思つておりますから、御
了承願ひたいと思ひます。

○岩間正男君 只今の井手次官の力強

い言明を得まして、非常に喜んでおる次第でございますが、今日は大蔵給與局長が見えないので、実はこの點について大蔵省にはつきり意思表示をしたという意見があつたのであります

が、そういうようなことが、この何ですね、今日の委員会の質問の中に提出されたということを、文部省からも十分にこれをお傳へ下さい。それで我々といひましたも、この問題を当然バック・アップしまして、そうしてこのような不正な調整のために、又或いは教員の特権性というやうなもの、それからそういうやうなものに対する認識不足、そういうやうなことから、何かそういうやうな有効な方法が擧げられたという形に對しまして、十分に今後ともこういう問題の是正のために戦つて行きたい、こういうふうに考えております。その點特に念を押して置きたいと思ひます。

○説明員(東後郎君) 只今岩間委員のお示しの點は十分に承いたしました。大蔵當局に對しまして、その御趣旨に副つて、私共も最善を盡してやつて行きたいと考えておりますから……。

○中野重治君 この法案の中にはいろいろな問題があつて、それは今まで各委員から問題にされておりましたが、その中で今まで日本になかつたものとして、新しくできた教育長、指導主事という人々を直接養つていつて、それを通して教育の問題を盛んにして行く、こういう法式が全く新規な方式として織込まれておるのであります。文部省は九月二十日以後、教育長、指導主事以下の講習をやつていますが、これは今までのすでにできておるどう

いう法に即つてやつて來ておるのかという点と、それから今出ておるこの法案、新しい法案と、何らかの関係があつてやつておるのかということをお尋ねしたい。

○説明員(井手成三君) 新教育制度が漸次発足いたしました。制度自体はできておりますが、この中身を実現すべき者が十分にこの精神を把握してないというやうな感を感じておりますので、政府側もとより非常に熱望しておりますが、いわゆる関係當局の方からも非常な助言とサジェストを受けまして、私共は順次教育の各関係者に對しまして講習を、講習を進めております。これには相当多数のアメリカの權威者が加わつて頂いております。その中身は、何と申しましても、教育基本法に基く、即ち新憲法に尾を曳く大きな民主的教育に切替えるということが根本であります。具体的な事項といたしましては、それが漸次法律化して來た最近の教育委員会法のようなものが、最も大きなテキストになっております。尙教育のやり方、従前の教え方というやうなものにつきまして、題材の扱い方、又生徒との接し方、或いは文書の扱い方等につきまして、かなりに變つた角度で講習をいたしております。

この法律を予想して何かやつておるかという仰せでございますが、教員の地位が一般の公務員とはかなり特色のある地位にあるというところは、十分に頭に置いておりますが、この法律自体につきましては、まだ今日の講習の過程におきましては、この法律の内容を盛り込んだやうなことをやつておりませんから、これが出ますれば、多

少の経費を使ひまして、この趣旨は十分に行き渡るようにしたいと考えておるわけでありませう。

○中野重治君 そうしますと、この種の講習は新しい平和的な、民主主義的な教育を盛り上げて行くための工作として、行われておるといふふうに受取れるわけですが、九月二十九日の教育タイムスにこういうことが出ておつて、これが若し事実であるとすれば、今井手君の方からお話のあつたことをどの程度信じていいか、非常に疑わしい。それは読み上げますと、去る九月二十日、教育長、指導主事講習受講希望者に対し、全國一齊に筆記試験が行われたことについて……以下が教育タイムスの言葉になります。これは私の言葉ではありませんから、余り感心しない言葉で書かれてありますが、「われこゝろ天晴れ好き教育長、指導主事たらんと馳せさんじで受験した者、兵庫縣下の五十三名、二時間半の間一心不乱に脳みそをしぼつたその成績の好し悪しは別として、せんころの結果発表された者補欠も入れて十七名、その顔ぶれは縣の課長、視學、主事で半分以上の十名、地方の課長、視學が二名、あとは校長三名、師範教官三名、しかも本廳關係の視學は受験した者皆パス、こゝろなるとはじめから予定の行動といいたくなる」ということを書いておられます。そして更にその次に、どういふ問題が出たかということについて具体的な事例を挙げておられますが、ここに挙げられておるものについて見ると、これは試験問題全部は挙つておりません。教育の民主化ということについて……特に教育の民主化の問題につきましては、新しい法令も出てお

りますし、司令部から覺書も出ておるし、極東委員會の指令もありますが、そういうやうなものどつて逆行したやうな問題が出ておる。それで、一体どういふ問題が出たのか、その試験問題の全貌を示して貰ひたい。それからこういう試験問題について文部省が責任者としてやつておるわけですが、こゝろ試験問題はどうか解答が出たとき、それが正しく解答されたか認められるのか。それからこの試験委員といふやうなものはどういふふうにして編成され、どういふ諸君で仕事をやつておるのか。教育タイムスにこういう記事が出ておるのですが、受験者総数と合格者との關係はどんな具合になつておるのか。こういうことについて御説明をお願いしたい。

○説明員(井手成三君) 非常に申訳ない次第であります。合格者の比率が各種の試験につきましてどの程度であつたか、実は数字を持つておりませんので分りません。若し必要でありましたら、後から数字は申上げたいと思ひます。ただ試験の結果、予め予定されておつたものが通つて、それ以外のもものは落ちたというやうな批評を、中野さん個人でなくて、誰か新聞關係の記事のやうであります。そういう批評をされたら申すれば、私共非常に遺憾であります。私共としては、あらゆる試験も同様だと思ひますが、これは今回アメリカの相當な識者を交えて企画をし、やや日本の中味を向うにぶちまけた試験をやつておりますので、我々としては公正に立派にやつたつもりであります。その結果、たまたま予定者が及第して、それ以外の者が落ちたというやうな結果になりま

しても、私共としては、毛頭そういう意圖はなかつた、本當によい試験をしたということだけは、固く申上げたいと思ひます。

第二の試験問題のことです。私共は、これは具体的に述べた問題について承知いたしております。或いは私の前任の問題もあらうと思ひますが、そのうち一二私の耳に入つたものがあります。これも試験問題を、或る種の試験問題を出した。併しその批評は民主的であり、そうして新しい我々の新憲法の精神、それから國際的な日本の平和社會への加入といふやうなことを目指してその答案を書くべきでありまして、どういふ問題が出たとしても、取扱ひ方は、我々の期待は、勿論新しい時代に副うものでなければならぬと思つております。向これはちよつと速記を止めて頂きます。

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始めます。中野重治君 文部省の方では、今までのやうな試験をやつて來た。その根性が、根性という悪いですが、性格がしみついていて新しく民主的な精神で試験をやつて行くといふ際にも、それに拘束されているのじやないか。何故かという、やつた試験の問題を公表したからといって、そうして新しく受験する人は皆なその方に自分自身が試験勉強根性です。若しそうでないなら次から次と新しい手を打つて行く吐があるならば、過去の試験

導主事以下の講習をやつていますが、これは今までのです。できておるよう
りませんか、これが出ますれば、多
つきましては、新しい法令も出てお
者が落ちたというふうな結果になりま

の問題を公表することは、少しもい
ゆるバスの試験勉強の奨励にはな
らない、このことは明瞭だと思いま
す。その点はどうかお考えになるか。
それからもう一つは、五箇條の御誓
文の丸を埋めさせることが、それだ
で適当か不適当かというようなこと
は、私共は考えません。併し凡そ教
長とかそれから指導主事とかいう人
に講習を受けさせるための試験に、何
か教員の性質を高めるためには大学
の講義を聴かせるとかいうのがよい
のではないか。そういうものの中から選
ばせるということは、丸で幼稚園の
入学試験のようなこと、丸で方式で試験
を課すということは、教育長というも
のを實際は重んじていないということ
になりませんか。私といたしまして
は、一人前の人間に課する試験とは思
えない、この点文部省はどういうよう
な考えでおられるか。

○政府委員(小野光洋君) 中野委員の
御質問と申しますか御意見を交えたお
話は、私共も御尤もと思うのでありま
すが、全国の各府縣をして行わしめた
今度の教育長の試験につきましても、
私共自身も各府縣が政府当局の意圖を
十分体して行なつたのではないのでは
ないかと思われるような多少の非難も
伺つております。今後は十分そういう
非難がないようにいたしたいと思つて
おりますが、先程の御質問の中でお
つしやられたことを発表してはいかん
ということも、これは発表してもいい
ではないかという議論も確かにあつた
と思ひます。そして又そういう試験
問題も、今後同じような試験問題を
出さなければならぬということもあり
ませんし、苟も教育長というよりも重
要な教育政策の役割を果すべき相当の

人格、識見、手腕、力備を持つていな
ければならぬ者を試験するのでありま
すから、そんな簡単なこととするとい
うことは妥当ではないのではないかと
いうようなことも考えられるのであり
ますが、ともかくかような試験をした
方が正しいのではないかと、いろいろな
諸般の情勢はあるのでありますが、文
部省が自由にこの試験をどういう方
向でやりたいというようなことはちよつ
と行い得ないような筋もあります。そ
の辺御了承願ひたいと思ひます。今後
できるだけ眞に教育長の資格を定める
のにふさわしいような行き方を十分研
究して実施したいと思つておりま
す。

○左藤義隆君 ちよつと議事進行につ
いて……中野さんの非常に御熱心な
御質問で、私共も同感したのでありま
すが、文部当局の御意見もありますの
で、今後十分質すことにして、まだ中
野さんの御質問もあると思ひますが、
大分時間も移つて参りましたので、こ
の程度で質疑を打ち切られて本案を討論
採決せられんことを希望いたします。
○委員(田中耕太郎君) 左藤君の動
議につきまして御異議ございません
か。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない
ものと認めます。それではこの程度で
以て質疑を終了いたしましたして御異議ご
ざいませんか。

○委員(田中耕太郎君) では討論に
入ります。御意見のおありの方は賛否
を明らかにしてお述べ願ひます。
○岩間正男君 私は先程の質問の中に
も申したのでありますが、この教育

公務員法は特例ではありますけれど
も、任免、分限、懲戒、服務、研修とい
うような、どこでかという教員の
身分拘束面、無論それだけではありま
せんが、そういうような面に重きを置
いて作られておるのでありますが、こ
の法案の全体につきまして、今日の段
階、それからここに出された現状のい
ろいろな情勢もあるとは、思つたので
ありますが、この法案の將來に対する希
望としては、是非この裏付として
の経済面の考慮を十分にされることを
切望したいのであります。殊に教員の
待遇改善の問題、厚生の問題、研修の問
題、このような重要な、いわば教育を
單なる一つの精神的なもの、観念的な
ものに終らせないで、本當の裏付のあ
るところの具体的な運営をなし、そう
してこれに血液を十分に豊かにするこ
と、この面において、そのような措置が私
は是非近い將來においてなされなけれ
ばならないと思つております。そう
いう意味から申しまして、この法案は
十全の法案と私は考えることはできな
いのであります。現状におきまして
て成るだけ取急いで、この法案を適用
しなくちやならない、立法しなくちや
ならないというふうな情勢を考慮に入
れまして、大略的に賛成を表したいと
思つております。更にこれにつきま
して希望条件として附加して置きたい
のであります。先程申しました経済
の面の裏付、この面を十分にされるよ
うに、殊にこの法案の中に謳われてお
りますところの第一の問題としてしまし
ては、待遇改善の點におきまして、とも
するといふと教員は今まで非常に不遇
であつた。それから又教員の職務の特
殊性におきまして、文化面それから修

養面において、これは他の職務よりも
そのような費用において、これは何十
パーセントかのものを要求せられてお
るといふのは、當然のこれは誰でも認
める状態でございますから、この辺に
おいて十全の裏付をなされる。更に厚
生の面で現在問題になつておりますの
は結構の問題であります。これは我々
としましては、飽くまで三年の猶予期
間を得ざる事情によりまして、二年とな
つたのであります。併しこの運営につ
いては、先程文部省のいろいろ意見
も伺つたのであります。併し現状を見
ますと、この実施面において今まで
日本教職員組合と団体交渉を結んでか
ら約一年半の間に実施されたところの
人員を見ますという、僅かに九百十
八人に過ぎない。この統計だけ見ます
という非常に教員の罹病率が少い
うな印象を受けるのであります。現状
を我々はつぶさに見ますと、こ
ういふものをたやすく受けて、早期の場
合にこれを発見し、更にこれをたやす
く受けるような、何と云へば、
すか、機構の面におきまして十全なも
のがなされてないという現状を私は
指摘することができると思ふ。例へば
予備教員がない。これは甚だ足りな
い新制中学においては大体現在採用さ
れる最低限の線において約七万人が不
足しておる。小学校においては十万人
が不足しておる。現状においては、更
に結構な養を十全にさせるためにはそ
のような予備教員があつてこそ、初め
て次の我々の対象である子供たちを後
任者に託して精神的慰安を以て療養の
ために精進できるのであります。現

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない
ものと認めます。それではこの程度で
以て質疑を終了いたしましたして御異議ご
ざいませんか。

状態におきましては教員の責務が、職務
がどういふようなものに縛られまし
て、実は自分の身体がみず／＼そのよ
うな方向に落ちておるのを知りながら
止むを得ず任務を継続する。これはど
うしても外の職務ではちよつと考えが
つかない程、教員というものは自分の
子供に対することの一つの愛情と職
務の立場において縛られておる点が実
情なのであります。そういうような今
の十全な裏付がなければたとえこのよ
うな法案の面において謳われておつて
も十全の措置がなされないことは明ら
かでありまして、この点について文
部省は今後においてその方の予算確立
のために十全の努力をされたたい。
更に研修面でもありますが、現在にお
いても教員の研究費は十分ではありま
せんが、相当な額が団体協約において
出されておる。然るにこの法案にお
いては必ず必要な経費を出すというこ
とをはつきり謳われることが、少く
も現状の線においては必要でありま
す。従つてこの法案においてはその面
がほかされておることに対して或る種
の後退を考へる、相当な後退を考へさ
るを得ない。こういうような面にお
いてはやはり將來におきまして、このよ
うな当然教員の研修ということが職務上
の特殊性として認められておる限りに
おきまして、この裏付をすべきである。
要するに文部行政の中心問題と深い関
連を持つのでありますけれども、この
ような予算の獲得において、従来の文
部行政は、ともすると観念的に流れて
おつて、日本の政治の現実に対して、強
い深い楔を打込むというところに対して
努力が欠けておつたと思つたのでありま

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない
ものと認めます。それではこの程度で
以て質疑を終了いたしましたして御異議ご
ざいませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ない
ものと認めます。それではこの程度で
以て質疑を終了いたしましたして御異議ご
ざいませんか。

す。それがこのような法案の形となつて現われておると考えられる節もあるものでありますから、この点も、今後当局者におかれましては、十分の努力をなすことによつて、今後五十万教員諸君の物心両面の運営が十分なされることを私は切望しまして、これを最後の希望条件として、この案に賛成する次第であります。

○鈴木重一君 私も本案に、前岩間委員が言われたような立場を全面的に了承をして賛成する者であります。ただ質問の際にも、特にこの法案が早く完了するように念願したために、二、三の質問もいたさずにおつたのであります。この際それらの点を文部省に強く要求をいたしまして、希望を附加したいと思ひます。

その一つは、同じ子供らを教育する任にある、而も小学校の程度のことを同じように教えておる教育者が、この教育公務員の中から外れておるものがあるというのは、厚生省でやつておりやする少年教員であるとか、或いは法務廳でやつております少年矯正院であるとか、これらの教官は、免許状を持つており、而も一般学校で教えておるような、同じ課程を教育しておるものであるにも拘らず、この特別法より除外されておる。こういうようなことにつきましては相当お考えになつたこととだと思ふのであります。今後各省とも折衝をされて、やはり教育公務員の中に包含されるように願ひたい。これを第一の希望とする。

次に、戦時体制をまだ拭い切れずに、その教育が強くあつて、非常にその配置状況が不平均である。一方に非常に教育者が沢山集まつておる、一方は非常に少い。こういうたようなことや、又全般的に見て、新制大学の在り方から見まして、教育の機会均等というようになことをモットーにして出発しようとする新制大学の立場からも、教授陣の不足というようにことが非常に言われおる。このためにも、これら等よく眺み合はれた上、万全の措置を講じられたい。この三十一條によつて相当強い影響を持つことになるのではないかと、この心配があらう。この点万全の措置を考へられたい。

更に岩間委員も言われたことである。更なるが、教員の今後における昇任とか採用とかという問題が新たな制度によつて出発するわけであり、するが、今後この新しい制度の歴史を作つて行くのであります。この歴史が、英國が歩いたような学校委員の会のごときなどの歴史もよくお考へになつて、万全を期せられたい。けなないのでないかというふうなうに強く感じるものであります。その点の点を十分考慮されたい。

最後に、政令を今後出されるだらうと思ふのであります。先程河野委員から質問があつた点であります。この政令を考へられる場合においては、極めて純正な、公平な立場から、従来の傳統的な我が國の教育の観を全く脱して、そして本當に純正な立場から政令を考へられたい。教員が再び自由を拘束をされないように、のびのびとした教員生活の中に、関連な教育が今後行われるようにということ

を強く念願するものであります。この政令を考へられたい。これは、特にそういう点に捉われたい。純正な、公平な立場から企画して頂きたい。この希望を申述べて、本案に賛成をいたすものであります。

○堀越重雄君 私も賛成いたします。希望条件を申述べて置きたいと思ふのであります。衆議院送付の修正された第三十三條のことであり、このために却つて公立の学校長なり教員等が国立の学校長或いは教員等との差別が設けられるようになると、却つて趣旨に反すると思ふのであります。政令の場合に何らか制限を加えられるような條項があるならば、国立の場合と公立の場合とバランスの取れるように、勿論公立の場合は地方公務員の列に入つておるのでありますから、地方公務員と同等に扱ふべきだと考へられます。又一面教育公務員法によつて特別の身分を保障されておるのでありますから、同じ教育公務員法として国立の場合と公立の場合とバランスの取れることを考へになつて政令を出しになるよう、特に強い希望条件を申し述べて本案に賛成したいと思ふのであります。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言ございませうか。

○高良とみ君 今回の法案が、教育公務員法の教員としての地位を確立し、殊に職務に専念させることを目的としておられることに對しまして、賛意を表するものであります。外の委員からも御希望ありました従来の教育者に対する待遇の不備な点につきましては、できるだけ早い機会におきましてその極限を保持し、又研究を進めて行く機

会を興えますと共に、品位と知性となることを養成いたしまして、國家の重責である教職の確立のために、上は大学から下は幼稚園に至りますまで献身することができるよう、この趣旨を公務員法の中に特定して設定されることに賛成であります。それと共にこの今日修正になりました第三十三條であります。政令で以て特別の定めをする。ことができるとなると、非常に廣汎な指定権を委任されることに政府がなるのであります。これはどういふふうにもなることを一面心配するものであります。国立学校に準ずると言いますれば、それで以て準ずるのであります。この点は只今他の委員からもお話がございましたが、私の希望をいたしましては、將來一つの都市に国立の大学もできるし、地方立のものができるし、又は縣立、市立、私立もできるものであります。その教授、教員たちが皆違つて資格を持つようなことでは非常に頼もしくないと思ふのであります。堀越委員と同じく、同じ資格を與えられたい。同じ保護と奨励を與えられたい。その点につきましては、更にこの地方、今回のこの法律で折角地方公務員のも保護をした特例だと思ひましたところが、この衆議院から來ました修正によりまして、まるで外れてしまつたやうなことになるのであります。これでは地方教育公務員といふものはどうなるのか分らないという感じが私共は持つておるのであります。私の希望をいたしましては、教育が幼少年年齢ほど大切でありますので、どうか地方の都立、市立、町立、村立の学校の教員までも、その品位と地位におきましては、この趣旨に副う職務

に専念させるという趣旨を全ういたしますと共に、大学の教授と同じ教育者であるという自覚を持たせ、又その保護がありまうような立法を以て政令を早く出して頂かないことには、地方公共團體に属する教育公務員といふものは、誠に不安な地位にあると信じてこの法案に賛成いたします。

○河野正夫君 伺つておると、人それんの御解釈があると思ふのであります。本法案は私止むを得ず賛成するものであります。本法案は教職員に、その職務に専念せしむるために設けられたのではなくして、教職員の責任の特殊性に基いて、特段の保護を與えようとするところにあることは、提案理由を説明された大臣、その他の質問に對するお答へによつて明瞭だと思ふのであります。外の委員も述べられたので、重複を避けますから簡単に申します。ただこの法案は、岩間委員の言われたように福利厚生面において保障するところ極めて少ない。特にすでに既得権として結核療養などについて全國の教員が得ておつたところのものを、たとへば母法たる國家公務員法に基づくとはいへ、休職二年となつて現職三年の療養というやうなものがないところである。甚だ不満とするところがあります。特に高良委員の御発言にもございましたけれども、この法案全体を貫いて見ますと、國家公務員たる教員の保護に厚くして、地方公務員たる教員の保護に薄い点が見出されるのであります。その一つの例は第七條と第十四條との比較において見出されるのであります。もとより第十四條は高等学校以下の教職

に専念させるという趣旨を全ういたしますと共に、品位と知性となることを養成いたしまして、國家の重責である教職の確立のために、上は大学から下は幼稚園に至りますまで献身することができるよう、この趣旨を公務員法の中に特定して設定されることに賛成であります。それと共にこの今日修正になりました第三十三條であります。政令で以て特別の定めをする。ことができるとなると、非常に廣汎な指定権を委任されることに政府がなるのであります。これはどういふふうにもなることを一面心配するものであります。国立学校に準ずると言いますれば、それで以て準ずるのであります。この点は只今他の委員からもお話がございましたが、私の希望をいたしましては、將來一つの都市に国立の大学もできるし、地方立のものができるし、又は縣立、市立、私立もできるものであります。その教授、教員たちが皆違つて資格を持つようなことでは非常に頼もしくないと思ふのであります。堀越委員と同じく、同じ資格を與えられたい。同じ保護と奨励を與えられたい。その点につきましては、更にこの地方、今回のこの法律で折角地方公務員のも保護をした特例だと思ひましたところが、この衆議院から來ました修正によりまして、まるで外れてしまつたやうなことになるのであります。これでは地方教育公務員といふものはどうなるのか分らないという感じが私共は持つておるのであります。私の希望をいたしましては、教育が幼少年年齢ほど大切でありますので、どうか地方の都立、市立、町立、村立の学校の教員までも、その品位と地位におきましては、この趣旨に副う職務

員について規定するものでありますから、必ずしも地方公務員たる教員ばかりではありませぬけれども、現実において今日國家公務員たる教職員の大部分は、これは大學或いは將來、今日まだありますのは、高等専門学校の教職員であります。いわゆる高等学校以下の教職員というものの大部分は、殆んど公立学校の教職員、即ち地方公務員であります。第七條においては、心身の故障はいずれもその大學管理機關において決定して範圍内において療養ができる。然るに第十四條において結核性疾患のためだけに限つてゐるというふうな点で、甚は欠けてゐると思ふのであります。特に恩給の施行についてはこれは國家公務員は全部受け得るのでありますけれども、もとより新しい地方自治法によりまして恩給料というふうなことはなつておる。又官吏たる身分のなくなつた地方公務員なる教員について、新任者については恩給を與えないというのは、これはまあ國家全体の措置から見ると當然であります。ただそれを地方の財政の現状において地方自治に任じて置くというのでは、責任の特殊性に基づく保護をしようとする法案とすれば、やや片手落ではないか、こう思うのであります。然るにかくのごとく地方公務員ということにして、そういう不利益な点を與へつ、一方において昨日予備審査において井手次官の説明を承りますと、第三十三條において規定せんとする政令の内容には、前の國會で問題となつた政治的活動について、教職員の地方公務員の活動を制限せんとする意圖あるやに私は見受けたのであります。それは併しながらか

議院において井手次官の説明を承りますと、母法たる國家公務員法がそうであるが故に、特例法案の中において附則としてこの政令を出すことができないのだというふうなお話であります。が、先程衆議院の修正意見というものを承りましたところが、それは母法がそうではない。地方公務員というものであるが故にこれを削るというのが、その修正の御趣旨であつたと承りました。然らば即ち地方公務員たる教職員の母法たる國家公務員法にあらずして地方公務員法であらねばならない。こういうことが當然出て来るのであります。そして今や官吏たる身分が無くなつてしまつたところの、地方公務員となつた教職員については、これを縛るところの法律というものは、公務員法的な關係の法律というものは、もはやないのであります。その意味において井手次官は空言である、こう申されるところは私に思ふのであります。併しなからこの際において、例えば憲法において許されたところの政治的な言論活動、政治結社の自由というふうなことに於いて、政令において特段の研究をするというふうなことを若し意圖せられるのであるならば、私は断乎として反対せざるを得ないものであります。併しながら先程來の質問によつて承つたところによりますと、そうではなくして、いろ／＼とその教員たる立場において、法律の範圍内において、政令を定める。但し委任立法は法律と等しいやうなものであらうけれども、國會の意向やいろ／＼の点を考慮して、内容を定めるといふお話がありましたので、私はこのお言葉を、私の要求する

がごとく、單に廣汎に委任立法を與えるものであると第三十三條を理解しないで、それは表面上はそうでありませぬけれども、併しながら人事委員会や労働委員会などで、問題となりました点と、先般の國會において問題となりました公務員法改正の問における言論、更に先般來のこの條文についての質問について現れた意見などは、當然お酌み取りあられるであらうと思ひます。そうでなければ、私は政府の今後するところの処置について、大いに批判の立場を取らざるを得ないと思ひますが、諸般の事情からこの公務員特例法案が必要であることは認めますが故に、不満ながら賛成の意を表する次第であります。

○中野重治君 私はこの法案には反対であります。他の委員諸君は、いろいろの條件を付けて賛成されたようでありますが、私は無條件に反対であります。その理由を簡単に述べます。第一は大体この前國家公務員法ができたときにも、私はこれに反対しました。それから今度の改正という名による政令にも反対しました。それは教育面への適用でありますから、私はこれは教職員の活動を二重に縛るものとして、反対せざるを得ない。そして若しこの方式で教育が運営されて行くならば、日本の教育は民主的に再建されるのでなくて、破壊されてしまふ。それだから反対する。これが根本であります。次にこの法案を調べて見ますと、この法案の中心は大學並びに新制高等学校以下の教職員の任免、昇任、降任、懲戒、そういうことに關する規定を内包しておりますが、これについて見ると、

大學では管理機關、それ以下の学校では教育委員会が人事待遇、そういうものをすつかり實際に握つてゐるという建前になつてゐる。そこでこの教育委員会と大學管理機關とが、民主化されてゐないやうなのが、現在の實際の有様なんです。それから、教職員は國家全体に奉仕するものであるという名前にはなつてゐるけれども、實際には民主化されてゐないところの、大學管理機關、及び教育委員会が握つてゐる、大資本家的官僚の隷屬物に現案の問題としてはなつてしまふ。それだからこの法案の方式で行くならば、日本の教育はそういう極く少数の人々、特定の官僚人の奴隷となつてしまふ。それだから我々はこれに賛成することができない。そこで實際教育委員会はどういう状態であるかといふことを申し上げます。これは本當は私がしやべる必要はないことですが、これも大體に言ひなれば、これは官僚と教育關係のボスで完全に独占されてゐる。これは今度の教育委員会の選挙の結果から見ても、そう言わざるを得ない。従つて人民の代表が教育行政を行うといふことは、これは名前だけではそういうことが言えるかも知れないけれども、實際は教育は官僚政治のお飾りになつておると、こう言わざるを得ない。これは東京の現状について言いますと、東京では教育委員会の關係の事務局の上級官僚が、今度の教育機構改革をチャンスにして、その人員を増員して仕事の仕組を強めておる。そこで實際はそこに握られてしまつて、教育委員会の方は、その報酬さえも月二千円でいふ。そして一ヶ月、四時間仕事をすればいいといふことを言われておる話

結社、集會その他の政治活動の自由を奪われておる。こういうふうな状態である。更に教育公務員法は一層これを強めて法制化しようというものである。すから、我々はこれに反対せざるを得ない。他の面で見ますと、土木費の中の不生産的なものや、警察費とか、それから独占資本を強調するための費用、宴會費、娯楽費というふうなものは非常に沢山出ておりますけれども、それがどれ程ひどいかというところは、今問題になつておる政治上の腐敗事件にも現れておりますけれども、教育の方へは政府は予算を出さないのみならず、これを削減するという方式で来ておりますから、大学から小学校までの日本の教育は、實質上質が低下し、殊に地方委員会で、貧乏な地方は、これは結局人民に対する寄附や、強制賦課の取立てと、こうなつてしまつておる。教育委員会や大学管理機関はそういう大きな仕事の全体としての下請機関になつてしまつておる。この点でも我々はこれに徹底的に反対しなければならぬ。それから他の委員からも言われましたように、この法案は教職員の生活保障には触れていない。併し研修の問題はいろいろ言つておる。研修の問題を、例えば教育基本法がどう實質的に保障するかという点になると、これは行方不明になつてしまつておる。こういう状態では研修しようと思つても實際は不可能であるし、従つて教職員は一般に内職なるものをやつて、そうして勉強したい人でも、内職でそれを稼がなければならぬということになれば、これは金の面で墮落させられる條件の下に置かれておる、こういうことになつております。先程教職員に多い

結核の問題をどうするかということ、いろいろ療養所に関する文部省からのお話がありましたけれども、併し療養所が幾つあるかというふうなことは、他の委員も言われましたように、これだけでは何にもならないのであつて、そういう療養を受けられるような生活條件を敷いて取る権利が保障されなければ何にもならない、ところがその方はこの法案で禁止されるのですから、あの問題一つだけでも、こういう方式はよろしくない、全く破壊的であるということがよく分ると思ひます。それです。それから、こういう面からずつと見て行きますと、これは全体として、一九四五年のポツダム宣言に違反するといふことになる。それから同じく四五年のGHQから日本政府に與えられた日本の教育制度に関する管理政策に対する覚書、これにも背くといふことになる。四六年の日本國憲法にも背くことになる。又同じ年のアメリカから見えた教員使節團の報告にも戻るといふことになる。四七年の日本教育制度の原則に関する極東委員会の指令にも戻るといふことになる。實際あのアメリカの教育使節團の報告の中にありました言葉をばつくり読み返さす必要があると思ひます。例えばその中には、「教師の能力がもつともよく發揮できるのは、自由の雰囲気の中においてである。行政官の任務はこの雰囲気を作り出すことであつて、その逆ではない。教師は他の公民の持つ一切の特権と機会を與えられ、思想、言論の自由を持ち、相當な給料を與えられねばならない。教員組合と、教師の團體は、結社の自由が與えられねばならぬ」と言つております。このことは、本当にま

じめに考えますならば、こういう法案は破壊しなければならぬ。これは私がさつき挙げましたこの五つの根本的な原則に背くのみならず、終戦後日本教職員組合が、あらゆる戦いを通じて戦い取つて来た労働三法による既得権をも破壊してしまふことになる。こういう理由からして、共産党は、この法案に無條件に反対します。

○委員(田中耕太郎君) 外に御発言はございませんか。御意見も盡きたようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれから採決に入ります。本案を可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

○委員(田中耕太郎君) 起立多数と認めます。では多数で以て可決することに決定いたしました。向本會議におきまして委員長の報告の内容は、本院規則の第四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において、本案の内容、委員会における質疑、討論の要旨及び表決の結果を報告するといひまして、御承認を得たこととして御異議ありませんか。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によつて、委員長の議院に提出いたします報告書に、多数意見者の御署名をお願いいたします。

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それでは本案を可決するということに賛成されましたところの方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

木内キヤウ	高良	とみ
岩間 正男	河崎 ナツ	
山本 勇造	三島 通陽	
梅津 錦一	堀越 儀郎	
河野 正夫	鈴木 憲一	

○國務大臣(下條 康廣君) ちよつと御挨拶申し上げたいと思ひます。実はこの教育公務員特例法案は、いろいろ御議論のある法案であるに拘らず、而も大変早急に提出いたしましたして、御審議を急がせ申上げましたに拘らず、極めて迅速に御決定頂きまして、誠に当局として感謝に堪へないのであります。私共は、その教育公務員特例法案というものが、教育公務員を保護する規定と考へまして、我々が、文部省はかねてから教育に無能であるという立場から、その実施につきましては、十分皆様の御趣旨のあるところを尊重いたしまして、その達成に努力いたしたいと思つております。向今後ともよろしくお願いしたいと思ひます。本日はどうも有難うございます。

○委員(田中耕太郎君) それからちよつとお話いたしますが、諸君がまだ二件付託になつておりますが、本日はこれで散会することに御異議ありませんか。

○委員(田中耕太郎君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

出席者は左の通り。

委員長	田中耕太郎君
理事	河崎 ナツ君
	松野 喜内君
	高良 とみ君

委員

岩間 正男君
梅津 錦一君
左藤 義詮君
大隈 信幸君
木内キヤウ君
梅原 眞隆君
河野 正夫君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
中野 重治君
鈴木 憲一君

國務大臣

文部大臣 下條 康廣君
政府委員
文部事務官 小野 光洋君
文部事務官(調査局長) 辻田 力君
説明員
文部次官 井手 成三君
文部事務官(体育局長) 東 俊郎君
文部事務官(学校局長) 松下 寛一君

十二月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基く同法の繼續に対する國會の承認を求めるの件

(予備審査のための付託は十二月十一日)

新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基く同法の繼續に対する國會の承認を求めるの件

新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基く同法の繼續に対する國會の承認を求めるの件

件の下に置かれている、こういうこと
になつております。先程教職員に多い

結社の自由が與えられねばならぬ」と
言つております。このことは、本當にま

願います。

願うべきを

高良
とみ君

継続に対する國會の承認を求め

るの件

新聞出版用紙割当事務設置法
(昭和二十三年法律第二百十一号)附
則第三項の規定による國會の承認の
議決を求める。

十二月十二日本委員会に左の事件を附
託された。

一、教育公務員特例法案
(予備審査のための付託は十二
月九日)

昭和二十四年一月十七日印刷

昭和二十四年一月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局